

○日本抗生物質医薬品基準の一部改正について

(平成一〇年一二月八日)

(医薬審第一〇七四号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省医薬安全局審査管理課長通知)

左記のとおり、日本抗生物質医薬品基準(平成一〇年八月厚生省告示第二一六号)の一部が改正されたので、貴管下関係者各位に周知徹底を図るとともに、窓口における備付けその他適当な方法により閲覧に供されるよう、御配慮願いたい。

記

日本抗生物質医薬品基準の一部が改正され、次の基準が制定されたこと。

- ・塩酸エピルビシン注射液
- ・セファゾリンナトリウム水和物
- ・注射用セファゾリンナトリウム水和物